

茨城西南地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用・退職者数の状況

①採用者数の状況

(令和6年4月2日～令和7年4月1日採用)

【単位：人】

職種	採用者数
行政職	2
消防職	15
合計	17

※ 上記のほか再任用職員2名が採用されています。

②退職者数の状況

(令和6年度)

【単位：人】

区分	退職者数
定年退職	3
勧奨退職	3
普通退職	9
再任用退職	0
その他	0
合計	15

※ その他の内訳は死亡退職、免職をいいます。

(2) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

【単位：人】

項目	令和5年	令和6年	令和7年
職員数	471	474	474

※ 人数には再任用職員（再任用短時間職員を除く）、任期付職員を含みます。

(3) 再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の状況

(令和7年4月1日現在)

【単位：人】

区分	職員数
暫定再任用職員	4
定年前再任用短時間勤務職員	0
一般任期付短時間職員	1
会計年度任用職員（フルタイム）	2

(4) 所属別職員数の状況（各年4月1日現在）

【単位：人】

部 門	職員数		増減数
	令和6年	令和7年	
事務局	7	6	△1
小 計(A)	7	6	△1
消防本部	6 7	6 9	2
古河消防署	4 8	4 6	△2
住吉分署	1 9	1 9	
駅西出張所	6	6	
三和分署	1 9	1 9	
五霞分署	1 9	1 9	
下妻消防署	5 0	5 1	1
千代川分署	1 9	1 9	
上妻出張所	6	6	
高道祖出張所	6	6	
石下分署	1 9	1 9	
八千代分署	1 9	1 9	
坂東消防署	5 1	5 1	
寺久分署	1 9	1 9	
猿島分署	1 9	1 9	
飯島出張所	6	6	
七郷出張所	6	6	
境分署	1 9	1 9	
総和消防署	3 1	3 1	
上大野出張所	6	6	
小 計(B)	4 5 4	4 5 5	1
利根老人ホーム	1 3	1 3	
小 計(C)	1 3	1 3	
合 計 ((A) + (B) + (C))	4 7 4	4 7 4	

(5) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

【単位：人】

区分	人 数	区分	人 数
20歳未満	7	40歳～43歳	56
20歳～23歳	27	44歳～47歳	42
24歳～27歳	80	48歳～51歳	38
28歳～31歳	62	52歳～55歳	27
32歳～35歳	72	56歳～59歳	8
36歳～39歳	51	60歳以上	4
		合 計	474

※(2)、(4)、(5)には、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員、一般任期付短時間職員は含みません。

2. 職員の人事評価の状況

行政ニーズに的確に対応する職員を育成するために、全ての職員を対象に、仕事の成果を評価する「業績評価」と、職務遂行過程における行動や姿勢等を評価する「能力評価」により評価を行っています。その評価は職員の処遇に反映されるため、公平且つ正当な評価に努めています。

3. 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	19人	298,811円	340,327円	44歳8か月
消防職	455人	322,188円	444,586円	36歳3か月

※ 平均給料月額は、職員の基本給の平均をいいます。

※ 平均給与月額は、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を合計したものをいいます。

(2) 初任給の状況（令和7年4月1日現在）

【単位：円】

区分	大学卒	高校卒
行政職	220,000	188,000
消防職	251,800	221,200

(3) 主な職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	内 容																													
期末手当 勤勉手当	期末手当 一般職員 2. 50月分 再任用職員 (1. 40月分)	勤勉手当 2. 10月分 (1. 00月分)																												
退職手当 (令和7年度)	<p>【支給率】 (自己都合) (勧奨・定年)</p> <table> <tr><td>勤続20年</td><td>19. 6695月分</td><td>24. 586875月分</td></tr> <tr><td>勤続25年</td><td>28. 0395月分</td><td>33. 27075月分</td></tr> <tr><td>勤続35年</td><td>39. 7575月分</td><td>47. 709月分</td></tr> <tr><td>最高限度額</td><td>47. 709月分</td><td>47. 709月分</td></tr> </table> <p>【調整額】 職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方5年分（60月分）の調整額 (21, 700円～54, 150円)を合計した額により算出します。</p> <p>【経過措置】 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (1) 年齢50歳以上、58歳以下の者で勤続10年以上の者 (2) 年齢50歳未満の者で勤続20年以上の者</p>	勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分	勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分	勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分	最高限度額	47. 709月分	47. 709月分																	
勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分																												
勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分																												
勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分																												
最高限度額	47. 709月分	47. 709月分																												
地域手当	民間の賃金水準等を基礎として定められた地域に勤務する職員に支給 (現在支給率 2%)																													
特殊勤務手当 (著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするその勤務の特殊性に応じて支給)	<table> <thead> <tr> <th>手当の名称</th> <th>支給対象職員</th> <th>主な対象業務</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害現場に出場し、消火作業、救急作業、救助作業等に従事したとき</td> <td>出場1回につき 300円 (PA連携は 200円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>救急業務に従事し、患者を搬送したとき</td> <td>出場1回につき 300円 (救急救命士は510円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特別救助隊員を命ぜられた者が、救急業務に従事したとき</td> <td>出場1回につき 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害又は事故現場において、潜水深度10メートル未満までの潜水業務に従事したとき</td> <td>1時間310円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防自動車又は救急自動車の緊急自動車運転業務に従事したとき</td> <td>大型自動車300円 中型自動車200円 普通自動車150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緊急消防援助隊として大規模な災害に出動し、災害救助法等が適用されるなど人事院が定める災害で活動に従事した場合</td> <td>1日あたり1,080円 (著しく危険と認める区域で活動に従事した場合 2,160円)</td> </tr> </tbody> </table>	手当の名称	支給対象職員	主な対象業務	支 給 額			災害現場に出場し、消火作業、救急作業、救助作業等に従事したとき	出場1回につき 300円 (PA連携は 200円)			救急業務に従事し、患者を搬送したとき	出場1回につき 300円 (救急救命士は510円)			特別救助隊員を命ぜられた者が、救急業務に従事したとき	出場1回につき 500円			災害又は事故現場において、潜水深度10メートル未満までの潜水業務に従事したとき	1時間310円			消防自動車又は救急自動車の緊急自動車運転業務に従事したとき	大型自動車300円 中型自動車200円 普通自動車150円			緊急消防援助隊として大規模な災害に出動し、災害救助法等が適用されるなど人事院が定める災害で活動に従事した場合	1日あたり1,080円 (著しく危険と認める区域で活動に従事した場合 2,160円)	
手当の名称	支給対象職員	主な対象業務	支 給 額																											
		災害現場に出場し、消火作業、救急作業、救助作業等に従事したとき	出場1回につき 300円 (PA連携は 200円)																											
		救急業務に従事し、患者を搬送したとき	出場1回につき 300円 (救急救命士は510円)																											
		特別救助隊員を命ぜられた者が、救急業務に従事したとき	出場1回につき 500円																											
		災害又は事故現場において、潜水深度10メートル未満までの潜水業務に従事したとき	1時間310円																											
		消防自動車又は救急自動車の緊急自動車運転業務に従事したとき	大型自動車300円 中型自動車200円 普通自動車150円																											
		緊急消防援助隊として大規模な災害に出動し、災害救助法等が適用されるなど人事院が定める災害で活動に従事した場合	1日あたり1,080円 (著しく危険と認める区域で活動に従事した場合 2,160円)																											

	夜間特殊業務手当	深夜(午後10時から翌日午前5時前の間)に消防の業務に従事したとき	勤務1回につき深夜の全部を含む場合780円 深夜の一部を含む場合520円(深夜における勤務時間が2時間未満の場合350円)																																												
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 11,500円 ・配偶者 3,000円(行政職給料表8級相当職員へは支給しない) ・父母等 6,500円(行政職給料表8級相当職員は3,500円) ・扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 																																														
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 																																														
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バス等を利用する場合 6か月定期の価額を基本として1か月あたり150,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円~31,600円を支給 																																														
管理職手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td colspan="2"></td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>事務局長(任期付職員)</td> <td colspan="2"></td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>参事、利根老人ホーム所長</td> <td colspan="2"></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>課長(相当職を含む。)、事務局次長</td> <td colspan="2"></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td colspan="2"></td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐(相当職を含む。)</td> <td colspan="2"></td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>利根老人ホーム所長(任期付職員)</td> <td colspan="2"></td> <td>20,000円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">消防正監</td> <td style="width: 20%;">消防長</td> <td style="width: 60%;">75,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防監</td> <td>消防次長</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td>消防職給料表7級に属する職員</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防司令長</td> <td>課長、署長</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>消防職給料表6級に属する職員</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>消防司令</td> <td>消防職給料表5級に属する職員に限る</td> <td>40,000円</td> </tr> </table>			事務局長			70,000円	事務局長(任期付職員)			30,000円	参事、利根老人ホーム所長			60,000円	課長(相当職を含む。)、事務局次長			50,000円	副参事			40,000円	課長補佐(相当職を含む。)			35,000円	利根老人ホーム所長(任期付職員)			20,000円	消防正監	消防長	75,000円	消防監	消防次長	62,000円	消防職給料表7級に属する職員	58,000円	消防司令長	課長、署長	51,000円	消防職給料表6級に属する職員	45,000円	消防司令	消防職給料表5級に属する職員に限る	40,000円
事務局長			70,000円																																												
事務局長(任期付職員)			30,000円																																												
参事、利根老人ホーム所長			60,000円																																												
課長(相当職を含む。)、事務局次長			50,000円																																												
副参事			40,000円																																												
課長補佐(相当職を含む。)			35,000円																																												
利根老人ホーム所長(任期付職員)			20,000円																																												
消防正監	消防長	75,000円																																													
消防監	消防次長	62,000円																																													
	消防職給料表7級に属する職員	58,000円																																													
消防司令長	課長、署長	51,000円																																													
	消防職給料表6級に属する職員	45,000円																																													
消防司令	消防職給料表5級に属する職員に限る	40,000円																																													

(4) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	報酬（年額）
管理者	70,000円
副管理者	60,000円
議長	60,000円
副議長	55,000円
議員	50,000円

4. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和7年4月1日現在）

【一般行政職員及び日勤者の消防職員】

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時15分
- ・休憩時間：午後0時から午後1時
- ・週休日：日曜日及び土曜日

【隔日勤務の消防職員】

- ・勤務時間：8週間を平均して1週40時間

【利根老人ホームに勤務する一般行政職員のうち支援員】

- ・勤務時間：4週間を平均して1週40時間

(2) 休日（令和7年4月1日現在）

【一般職員及び日勤者の消防職員】

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇（令和7年4月1日現在）

年次休暇・・・4月1日を基準として、1年について通常20日。年度の中途において新たに職員となるもの等は、当概年における在職期間に応じた日数。

療養休暇・・・職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

特別休暇・・・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして規則で定める場合。

介護休暇・・・配偶者、父母、子、配偶者の父母、生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、職員が、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合。

5. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和6年度)

【単位：人】

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0

※ 分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分者数 (令和6年度)

【単位：人】

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反関係					0
一般服務違反関係					0
一般非行関係					0

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があつた場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことをいいます。

6. 職員の休業及び服務の状況

(1) 育児休業の取得者数 (令和6年度の新規取得者)

【単位：人】

区分	育児休業 取得者数	取得期間別の内訳				
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	1			1		
女性職員	1				1	

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。（育児休業期間中は、給与は不支給。）

(2) 介護休暇の取得者数 (令和6年度の新規取得者)

【単位：人】

区分	介護休暇 取得者数	取得期間別の内訳					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0						
女性職員	0						

7. 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとされたことに伴い制定しました、茨城西南地方広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例第3条に基づく、届出件数は下記のとおりです。

(令和6年度)

内 容	件 数
退職者の営利企業等への再就職情報の届出	0件

8. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和6年度）

地方公務員法第39条に「職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とあります。

当事務組合では、個々の能力を十分に発揮し環境の変化に対応でき、かつ市民サービス向上のための政策実現に貢献できる「人材」を戦略的に育成するための研修を実施しています。

○専門・実務研修

与えられた職責を遂行し進化させるために必要な知識や技術などを身に付ける研修

研修名	延べ人数
危険物事事故例セミナー	
救急救命処置に伴う研修	
ドローン操作研修	
通信シンポジウム	
潜水技術研修	
虐待防止研修	
業務継続計画BCP研修	
社会福祉施設等看護職員研修	
個人情報保護研修	
給与実務研修	79人
認知症介護基礎研修	
広報誌講座	
心理学講座	
相談員・施設介護支援専門員研修会	
表現講座	
業務改善力向上研修	
介護施設における法律実務研修	
法令技術研修	
契約事務研修	

○派遣研修

高度な専門的知識や行政運営能力などを身に付けるために、消防大学校、消防学校などの専門研修期間に派遣（消防大学校）

研修名	延べ人数
専科教育第75期幹部科	4人
専科教育第113期警防科	
専科教育第18期危険物科	
NBCコース第13回	

(茨城県立消防学校)

研修名	延べ人数
初任教育初任科	40人
特別教育水難救助課程	
専科教育救助科	
専科教育危険物科	
専科教育救急科	
専科教育警防科	
専科教育火災調査科	
専科教育特殊災害科	

(救急救命研修所)

研修名	延べ人数
救急救命士研修	3人
指導救急救命士研修	

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

【茨城県市町村職員共済組合】

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。

共済組合は、職員とその家族の病気や出産などに対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として生活習慣病検診の実施や住宅資金等の貸付などの各種事業を行っています。

(2) 公務災害認定件数

年 度	認定件数
令和6年度	2件

(3) ストレスチェック調査（令和6年度）

平成27年12月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づき、ストレスチェック調査を実施しました。ストレスチェック調査の目的は、職員のストレス程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげて働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防です。

項 目	人 数	備 考
対象者	472人	
受験者	470人	受験率 99.6%

(4) 利益の保護の状況（令和6年度）

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	1件
不利益処分に関する不服申立て	0件
苦情処理	0件

※地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。

10. 職員採用試験の状況（令和6年度実施）

（1）主な試験期日

【消防職員】

- | | |
|------------------------|------------|
| ・1次試験（教養試験・適正検査・小論文試験） | 令和6年 9月22日 |
| ・2次試験（体力試験） | 令和6年10月13日 |
| ・3次試験（面接試験） | 令和6年11月 1日 |

（2）試験結果

区別	申込者数 A	採用者数 B	倍率【A/B】
消防職	43人 (1人)	15人 (1人)	3.49倍 (一)

※（ ）内は、女性数を示したものです。